

よくあるお問い合わせ（Q & A）【会津若松市時短協力金第2弾】

《 1 時間短縮営業要請について》

1. 要請の対象市町村を教えてください。

- 会津若松市全域になります。

2. 今回の要請に係る法的根拠を教えてください。

- 営業時間短縮の協力要請については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請です。
- また、感染拡大地域との不要不急の往来を控えていただくことなどについては、できる限り感染のリスクを減らすため、皆さんの御協力をお願いするものです。

3. 要請期間を教えてください。

- 令和3年6月1日（火）午後8時から令和3年6月8日（火）午前5時までの期間となります。

4. 要請の時間帯を教えてください。

- 午後8時から午前5時までの時間帯の営業自粛になります。
（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）

5. 要請の対象施設を教えてください。

- 食品衛生法に基づく飲食店営業許可を取得している、接待を伴う飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する店舗）や酒類を提供する飲食店です。

6. 飲食店営業許可を持っていれば協力要請の対象施設となるのか。

- 飲食店営業許可を持っていても、協力要請の対象外となる場合があります。具体的には以下の施設は協力要請の対象外施設です。
- (1) 惣菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗
 - (2) ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
 - (3) イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店
 - (4) 自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー
 - (5) ネットカフェ・漫画喫茶
 - (6) 飲食スペースを有さないキッチンカー
 - (7) ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客のみに飲食を提供する場合
 - (8) 結婚式場・葬祭場等の人が集まる施設であって、当該施設本来の目的で利用する客のみに飲食を提供する場合
 - (9) 学校、病院その他の施設において、集団給食業務を行う場合
 - (10) 行事や祭り、イベント等で出店を行う場合（飲食店営業許可証に「臨時」と記載されているもの及び、実態として露店やテントなど常設の店舗と考えられないもの）

7. ライブハウス、麻雀店、カラオケ店、日帰り入浴施設など営業の一部として飲食を客に提供している場合、協力要請の対象となるか。

- 以下の要件に該当すれば協力要請の対象となります。
- (1) 食品衛生法に基づく飲食店営業許可を取得している。
 - (2) 通常、午後8時から午前5時の間に営業している。
 - (3) 酒類を提供している。
 - (4) 問6の協力要請の対象外施設に該当しない。

8. 午後8時までに営業を終了しなければならないか。それとも、酒類提供だけを止めればよいか。

- 酒類の提供を止めるだけでなく、営業の自粛をお願いします。

9. 酒類提供を行う飲食店について、午後8時以降はテイクアウト又はデリバリーのみであれば営業を行ってもよいか。

- 営業を行っても構いません。施設内で飲食をしないテイクアウト又はデリバリーのみであれば、午後8時から午前5時の時間帯の営業自粛は要請しておりません。

《2 協力金について》

1. 準備に時間を要したため、令和3年6月1日（火）から時間短縮営業を行うことができなかった。協力金は交付対象になるか。

- なりません。令和3年6月1日（火）午後8時から令和3年6月8日（火）午前5時までのすべての期間において、営業時間短縮の要請に感染防止対策を徹底したうえで全面的にご協力いただいた場合のみ、交付します。

2. 協力金はいくらもらえるのか。

- 中小企業の場合は、店舗ごとの1日あたりの売上金額に応じて2.5万円～7.5万円/日（売上高方式）、大企業または希望する中小企業の場合は、売上減少額に応じて1日あたり最大20万円/日（売上高減少方式）の範囲内で交付します。

- 1日当たりの交付単価は1,000円単位です。具体的には、以下の式により算定します。

- なお、正確な交付単価については、提出いただいた交付申請書や添付書類等を踏まえて決定しますので、目安としてお使いください。

- 売上高方式

1日当たりの交付単価＝令和元年または令和2年6月の飲食部門の売上金額
÷30日×0.3（2.5～7.5万円の範囲内）

- 売上高減少方式

1日当たりの交付単価＝（令和元年または令和2年6月の飲食部門の売上金額－令和3年6月の飲食部門の売上金額）÷30日×
0.4（0～20万円の範囲内）

【交付上限：20万円または令和元年若しくは令和2年6月の1日当たりの飲食部門の売上金額×0.3のいずれか低い額】

- 売上高は消費税及び地方消費税を除いて計算します。
- 令和2年6月2日以降に開店した事業者においては、開店日から令和3年5月31日までの飲食部門における総売上金額及び開店日から令和3年5月31日までの総日数を基準に1日当たりの売上高を算定します。
- また、県ホームページに掲載している「協力金交付金額の目安」も参考としてください。

3. 通常の営業時間が午後8時までで、要請の期間中休業しましたが、協力金の交付対象となるか。

- なりません。通常、午後8時～午前5時の間に営業しており、今回の要請に応じた場合に対象となります。

【協力金の対象の可否（例）】

通常の営業時間	店舗の対応	協力金交付の可否
午後6時～午後11時	午後6時～午後8時に短縮	○
午後6時～午前0時	午後6時～午後8時に短縮	○
午後6時～午後11時	休業	○
24時間営業	午前5時～午後8時に短縮	○
午前10時～午後5時	休業	×
午後1時～午後8時	午後6時～午後7時に短縮	×
午後1時～午後8時	休業	×

4. 複数の店舗について要請に応じたが、店舗数に応じて協力金が交付されるか。

- 時間短縮要請に応じていただいた全ての店舗が対象となりますので、店舗数に応じて協力金を交付します。

5. 要請期間中にオープン予定で予約も受け付けているが、要請に応じた場合、協力金の交付対象になるか。

- なりません。協力金は、令和3年6月1日より前に営業の実態がある店舗が対象となります。

6. 地震の影響で休業をしている場合は、協力金の対象になりますか。

- なりません。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策で休業や時短営業に応じていただいた場合のみとなります。

7. 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）は協力金の交付対象になりますか。

- 要請の対象となる店舗を運営する事業者であって、要請を受けて営業時間の短縮（または休業）を行った場合であれば対象となります。

8. 大企業も協力金の交付対象になりますか。

- 要請の対象となる店舗を運営する事業者であって、要請を受けて営業時間の短縮（または休業）を行った場合は対象となります。

9. 対象店舗を賃借していますが、協力金の交付対象になりますか。

- 自己所有施設、賃借施設に関わらず、対象店舗であれば協力金の交付対象となります。

10. 令和3年6月1日より前に酒類の提供を行っていなかった店舗が、令和3年6月1日午後8時から令和3年6月8日午前5時までの期間中に酒類の提供を行う営業形態に変更する場合、時間短縮要請に応じれば協力金は交付されますか。

- 午後8時以降も酒類の提供を行う店舗については、時間短縮要請の対象と

なりますが、要請期間前から継続して酒類の提供を行っていなかった店舗は、協力金は交付されません。

《3 申請について》

1. 会津若松市時短協力金第2弾の申請受付期間、申請方法、申請書様式はどこで手に入りますか。

- 申請受付期間
令和3年6月11日（金）から令和3年8月13日（金）まで
※8月13日（金）の消印有効
- 申請は、**郵送のみ**の受け付けとなり、電子申請の受付はありません。
会津若松市時短協力金第1弾と別に郵送してください。
※持参による申請受付は行いません。
- 申請書様式は、県ホームページからダウンロードができます。
また、会津若松市役所 商工課または会津地方振興局 企画商工部 地域づくり・商工労政課の窓口で受け取れます。

2. 申請にはどのような書類が必要になるのか。

- 県ホームページ、申請に必要な書類一覧、別表1【交付要件・提出書類チェックリスト】でご確認ください。

3. 会津若松市時短協力金第1弾の申請書を提出しているのに、会津若松市時短協力金第2弾の申請を提出する際に省略できる書類はあるか。

- 省略できる書類はありません。第1弾と第2弾は別で申請を受け付けますので、すべての必要書類を提出いただきます。

4. 同一事業者で会津若松市に複数店舗を有している。申請書は対象店舗ごとに作成となるか。

- 事業者がまとめて複数店舗を申請する場合は、交付申請書様式の対象店舗ごとに作成が必要なページを作成していただきます。

5. 飲食部門の売上とは。

- 時間短縮要請対象の飲食部門の売上となります。
(例) 店舗で店内飲食とテイクアウトの営業をしている。
→ 店内飲食に係る売上を「飲食部門の売上」とします。
テイクアウトは時間短縮要請の対象外のため、「飲食部門の売上」から除きます。
- 複数業態を営んでいる施設は、飲食部門の売上とそれ以外の売上に区別して申請していただきます。
(例) ホテルや旅館等の宿泊施設内に常設しているレストランやバーを営業している。
→ 飲食部門と宿泊分の売上を区別して、飲食部門の売上を申請していただきます。

6. 令和2年度又は令和元年度の6月の1日当たりの売上高は、どちらを選択すればよいか。

- 申請者の判断となります。

7. 中小企業は売上高方式、売上高減少方式のいずれかを選択となっているが、どちらの区分で申請すればよいか。

- フローチャートを参考のうえ、申請区分に応じた書類を準備いただき、申請してください。

8. 売上高減少方式で申請するが、令和3年6月の売上が出てから申請すればよいか。

- 「令和3年6月の飲食部門に係る売上額」は令和3年6月1日～令和3年6月30日までの合計金額になりますので、売上高減少方式を選択される場合は、7月1日以降に申請してください。

9. 令和2年6月2日以降に開店したため、令和2年度又は令和元年度の6月の売上がないが、どのように1日あたりの売上を算出すればよいか。

- 開店日から令和3年5月31日までの飲食部門の1日あたりの売上を基準とします。
- 具体的には、以下の計算式により1日あたりの売上を算出します。
1日あたりの売上額（小数点以下切り上げ）＝開店日から令和3年5月31日までの飲食部門の売上額÷開店日から令和3年5月31日までの日数（定休日を含む開店日からの全日数）
- なお、売上額は消費税及び地方消費税を除いた金額となります。

10. 事業承継をした。事業承継前から事業内容は変わらない。令和2年度または令和元年度の6月においては事業承継前の売上となるが、事業承継前の売上高を現在の事業者の売上高としてよいか。

- 事業承継により現在の事業者に係る令和2年度または令和元年度の6月の売上高がない場合には、事業承継前から事業内容が変わらないと認められる場合に限り、事業承継前の売上高を基準とすることができます。
- 事業承継前の売上高を基準とする場合は、事業承継前に該当飲食店を営んでいた事業者の令和2年度または令和元年度の6月の売上高がわかる資料（確定申告書、月別売上が確認できる資料（※））と事業承継したことが確認できる資料（個人事業の開業届）を提出してください。
（※）月別売上が確認できる資料とは、以下のとおりです。
 - ・ 法人の場合 法人事業概況説明書（月別売上金額が記載されたページを含む）

む)

- ・青色申告の場合 所得税青色申告決算書
- ・白色申告の場合 確定申告書第一表の収入額と一致する令和2年または令和元年の全ての月の売上が分かる売上台帳

- また、令和元年の6月の売上は事業承継前の事業者、令和2年の6月の売上は現在の事業者の売上となる場合においても、事業内容が変わらないと認められる場合に限り、事業承継前の事業者の売上を基準とすることもできます。

11. 法人の事業者が令和2年6月2日以降に店舗を開店したので、新規開店特例により申請をするが、開業届の写しとはどのような書類を提出すればよいか。

- 店舗を開店した日が確認できる書類を提出してください。